

下松市入札契約関連事務システム導入事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

契約管理システムと入札参加資格申請システムを一体的に導入・運用することにより、事業者の事務負担の軽減及び利便性の向上、本市の審査事務と契約事務の効率化を図ることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 名称 下松市入札契約関連事務システム導入事業業務委託
- (2) 場所 下松市（下松市役所内）
- (3) 内容 別紙1 仕様書のとおり
契約管理システムと入札参加資格申請システムの一体的な導入・運用を図る。
ただし、契約時における仕様書については選定された候補者の提案内容に応じて変更することがある。
- (4) 履行期間 ア. 導入
※入札参加資格申請システムの構築は、令和8年11月30日までとする。
※入札参加資格申請システムは令和8年12月1日には本格稼働とし、令和8年11月1日から令和8年11月30日までは構築環境の検証期間とする。
※契約管理システムの構築は、令和9年2月28日までとする。
※契約管理システムは、令和9年3月1日には本格稼働とし、令和9年2月1日から令和9年2月28日までは構築環境の検証期間とする。
イ. 運用（保守及び利用料）
・入札参加資格申請システムは、令和8年12月1日から令和9年3月31日までの4か月間とする。
・契約管理システムは、令和9年3月1日から令和9年3月31日までの1か月間とする。
- (5) 提案上限額 15,532,000円
（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
ただし、以下のそれぞれの上限額を超えないものとする。
ア. 導入 14,993,000円
イ. 運用（令和8年度の保守及び利用料） 539,000円
※イの内訳 入札参加資格申請システム（4か月）及び契約管理システム（1か月）
- (6) 運用保守費用 令和9年度から令和13年度までの5年間での運用・保守費用の総額も評価項目の対象とするため、導入経費とは別に参考見積書を提出すること。

3 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

4 プロポーザル方式を採用する理由

契約管理及び入札参加資格申請システムに関する幅広く高度な専門知識を有し、確実かつ円滑な業務遂行能力等の総合的な能力が求められるため、単に金額による選定ではなく、本業務に対する的確な提案と能力を有する事業者を広く公募し、評価することとした。

5 業務スケジュール（予定）

内容	日程
公告日	令和8年4月7日（火）
質問受付期限	令和8年4月16日（木）
質問に対する回答期限	令和8年4月17日（金）
参加表明書の提出期限	令和8年4月21日（火）
技術提案書等の提出期限	令和8年4月30日（木）
プレゼンテーション	令和8年5月13日（水）（予定）
審査結果通知	令和8年5月21日（木）（予定）
契約締結	令和8年5月下旬（予定）

※ただし、各実施日については、都合により変更となる場合がある。

6 参加資格要件

提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和7・8年度下松市競争入札参加資格者名簿（物品製造、その他の業務委託）に登載された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (4) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 参加申込書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、下松市において指名停止期間中でないこと。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 又は JISQ 27001）等の公的承認

又はプライバシーマークを取得している者であること。

- (8) 国及び地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去3年以内において、元請として受注した実績を有する者で、現在も継続してシステム保守サポートを行っていること。
- (9) 他のプロポーザル参加者と資本的・人的関係がないこと。

7 提出書類等

(1) 参加表明書

ア 提出書類 各1部

- (ア) 参加表明書(様式第1号)
- (イ) 事業者概要(任意様式 事業概要及び事業実績が分かるパンフレット等)
- (ウ) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC 27001 又は JISQ 27001)等の公的承認又はプライバシーマークの写し

イ 提出期限

令和8年4月21日(火)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日・日曜日及び祝日は除く。

エ 提出方法

持参又は郵送により、「13 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期限の受付時間内必着とする。

オ 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。なお、この場合において、その他の事業において不利益を受けることはないものとする。

(ア) 提出書類

辞退届(様式第6号)

(イ) 提出期限

令和8年4月30日(木)まで

(ウ) 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日・日曜日及び祝日は除く。

(エ) 提出方法

持参又は書留郵送により、「13 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期限の受付時間内必着とする。

(2) 技術提案書

ア 提出書類

- (ア) 技術提案書等提出書（様式第3号）
- (イ) 会社概要（様式第4号）
- (ウ) 業務実績（様式第5号）
- (エ) 業務実施体制（任意様式）
- (オ) 技術提案書（任意様式）
- (カ) 見積書（任意様式）
- (キ) 見積内訳書（任意様式）
- (ク) 運用保守業務に係る参考見積書（任意様式）

※令和9年度から令和13年度までの5年分の総額及び内訳
（消費税及び地方消費税相当額を含む）

- (ケ) 機能要件確認一覧表（別紙2）

イ 提出期限

令和8年4月30日（木）まで

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日・日曜日及び祝日は除く。

エ 提出方法

提出書類（正本及び副本含む）については、A4縦型のフラットファイルに綴じて提出すること。

持参又は書留郵便により、「13 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期限の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

正本1部、副本8部（副本は複写でも可とします。）

※副本は事業者名、シンボルマーク、ロゴ等の記載のないもの。

(3) 内容についての質問の受付及び回答

ア 受付期限：令和8年4月16日（木）午後5時まで

イ 受付方法：質問書（様式第2号）を電子メールにて提出すること。

ウ 提出先：「13 応募・問合せ先」と同じ。

エ 回答方法：令和8年4月17日（金）午後5時までに随時、本市ホームページで公表する。

8 参加表明書及び技術提案書等作成の留意事項

次の項目について記載すること。

(1) 参加表明書（様式第1号）

日付、所在地又は住所、商号又は名称、代表者職氏名、担当者の所属、担当者の氏名、電話番号

号、FAX番号及びE-mailアドレスについて記載し、押印すること。

(2) 技術提案書等提出書(様式第3号)

日付、住所、商号又は名称、代表者職氏名、担当者連絡先等を記載し、押印すること。

(3) 会社概要(様式第4号)

会社・法人等名称、所在地、代表者職氏名、事業内容等を全て記載すること。

(4) 業務実績(様式第5号)

直近3か年の類似業務の契約実績を最大5件まで記載すること。また、契約実績の内容が確認できる書類(契約書の写し等)を添付すること。

(5) 技術提案書(様式任意)

ア 業務の実施方針

業務を実施するための方針を記載すること。

イ 技術提案、実施の方法

別紙1仕様書及び別紙2機能要件確認一覧表に記載された内容の技術立案等の業務内容について、実施の方法を含め、詳細に提案し、記載すること。

ウ その他提案

仕様書に記載されていない内容で、その他の提案があれば記載すること。

(6) 機能要件確認一覧表(別紙2)

会社・法人等名称、所在地、代表者名、対応欄等を記入すること。

(7) 見積書(様式任意)

消費税及び地方消費税相当額を含む技術提案見積価格を記載すること。

(8) 見積内訳書(様式任意)

消費税及び地方消費税相当額を含む見積内訳書を作成すること。

(9) 運用保守業務に係る参考見積書(様式任意)

消費税及び地方消費税相当額を含む参考見積書を作成すること。

9 プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

実施日時 令和8年5月14日(木) 予定

場 所 下松市役所 4階 庁議室

※日時等の詳細については、別途参加者に通知する。

(2) 実施時間

1者 45分以内【提案説明(デモンストレーション、準備及び片付けを含む)35分以内、質疑応答10分以内】とする。

(3) 出席者

4名以内

(4) その他

ア プレゼンテーションの順番は、技術提案書等の受付順とする。

- イ 技術提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。
- ウ プレゼンテーションを行う際の貸し出し物品は、机・椅子・電源・大型ディスプレイ（75型、HDMI入力可）とする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。
- エ 参加者は、プレゼンテーションを実施するに当たっては、社名等が特定できないよう注意すること。

10 審査方法

(1) 審査方法

技術提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、別紙3「評価項目及び評価基準」に基づいて審査を行い、優先交渉者を選定する。

※ただし、評価点数の合計が総合計点数の60%未満の場合は、優先交渉者として選定しない。

(2) 評価項目及び評価基準

別紙3「評価項目及び評価基準」のとおり

(3) 審査結果の通知・公表

優先交渉者選定後、プレゼンテーションを行った全提案者へ通知する。また、優先交渉者名及び評価点数を本市ホームページに公表する。

なお、選定結果の内容に対する問い合わせ等には一切応じないものとする。

11 契約に関する事項

(1) 契約の締結

ア 優先交渉者と下松市の間で、契約管理システム及び入札参加資格申請システム導入並びに運用業務の契約交渉を行い、交渉が成立した場合、契約を締結する。

イ 仕様書及び提案を受けた内容等については、本市と優先交渉権者との協議により、本業務目的達成のために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、項目の追加、変更または削除、見積金額等の変更をすることがある。

(2) その他

ア 契約代金の支払は、導入（構築）については完了払、運用（保守及び利用料）については月払いとする。

イ 優先交渉者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、選定結果の次点の者と契約交渉を行う。

ウ 優先交渉者が参加資格要件を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と契約交渉を行う。

12 その他

- (1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。
- ア 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合及びプレゼンテーション審査に参加しなかった場合
 - イ 見積金額が、提案限度額を超えている場合
 - ウ 提出された技術提案書等に虚偽の記載をした場合
 - エ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
 - オ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合
- (2) 本プロポーザルに係る参加事業者側の費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 技術提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- (4) 提出された技術提案書等は返却しない。
- (5) 提出された技術提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、下松市情報公開条例に基づき対応する。
- (6) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (7) 技術提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。
- (8) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- (9) 参加事業者が1者の場合は、本プロポーザルのプレゼンテーション等を実施した上で、本業務を適正に遂行できる事業者であることを総合的に審査し、可否を決定する。

13 応募・問合せ先

〒744-8585

山口県下松市大手町3-3-3

【 下松市企画財政部技術監理課 】

電話 0833-45-1813

FAX 0833-44-2459

E-mail kanri@city.kudamatsu.lg.jp